

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人愛知精神医療人権センターという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を名古屋市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、精神障害者一人ひとりに対して、人権を擁護する活動を行い、精神障害者に対する社会の理解を促進し、障害の有無にかかわらず、一人ひとりが安心して暮らせる社会になるように貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 精神障害者に関する相談事業
- (2) 精神科病院等への訪問・面会事業
- (3) 精神障害者を支援する他団体と連携する事業
- (4) 国・地方自治体との精神障害者の人権に関する交渉及び連携する事業
- (5) 精神障害者の人権に関する啓発・広報事業
- (6) 精神障害者の障害福祉サービスの利用に関する支援事業
- (7) 精神障害者の人権に関する調査研究の事業
- (8) その他この法人の運営及び発展に有益な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現

任者の任期の残存期間とする。

3 役員は前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

2 賛助会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集等)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、

その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 社員総会の決議があったとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 社員総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項  
(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。  
(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。  
(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的記録による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、名古屋市に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

### 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 井上 雄裕

副代表理事 荒川 浩平

理事 石川 徹

同 堀場 洋二

同 荻野 直人

同 津田 秀一

同 池田 妙子

監事 高木 浩司

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2026年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

団体 年額5,000円

個人 年額5,000円

個人（障害者）年額2,000円

(2) 賛助会員

団体 年額一口5,000円

個人 年額一口5,000円

個人（障害者）年額2,000円

# 役員名簿

## NPO法人愛知精神医療人権センター

| 役名 | フリガナ<br>氏 名       | 住所又は居所 | 報酬の有無 |
|----|-------------------|--------|-------|
| 理事 | イノウエタケヒロ<br>井上 雄裕 |        | 無     |
| 理事 | イシカワトオル<br>石川 徹   |        | 無     |
| 理事 | ホリバヨウジ<br>堀場 洋二   |        | 無     |
| 理事 | アラカワコウヘイ<br>荒川 浩平 |        | 無     |
| 理事 | オギノナオト<br>荻野 直人   |        | 無     |
| 理事 | ツダヒデイチ<br>津田 秀一   |        | 無     |
| 理事 | イケダタエコ<br>池田 妙子   |        | 無     |
| 監事 | タカギヒロシ<br>高木 浩司   |        | 無     |

## 設 立 趣 旨 書

### 1 趣 旨

愛知にも精神医療人権センターが必要と 2024 年 11 月大阪精神医療人権センターのメンバーを迎え学習会を開きました。大阪精神医療人権センターは、宇都宮病院事件の劣悪な状況を知ったことをきっかけとして 1985 年に設立され、1993 年大和川病院事件がおき「精神病院に風穴をあけよう」と活発な活動を続けてきました。

その学習を始まりとして何度も議論を重ね、愛知県・名古屋市での病院面会制度の実状も学び、2025 年 4 月、NPO 法人愛知精神医療人権センターの設立へと至りました。まだまだ小さな団体ですが、精神障害者、家族会、医療福祉関係者、弁護士、議員など多様な市民が集まっています。

数年前から各地で精神医療人権センターが生まれていますが、東海地域にはまだないので、まずは愛知に誕生させようということになりました。愛知においても 1970 年代には、三大悪徳病院糾弾闘争に代表されるような、患者会、精神医療従事者、人権活動家を中心に精神病院を変えよう、患者の人権を守ろうという活動が取り組まれてきました。その後も患者会、家族会、医療従事者、弁護士会などの活動が連綿と続けられていますが、精神科病院の実態は改善されるには至っていません。

2022 年 9 月には、国連障害者権利委員会から日本政府に対して勧告（総括所見）が出されました。とりわけ分離教育の中止、精神科病院への強制入院の廃止、地域での自立支援など 93 項目が勧告されています。

1) 障害者への強制入院は障害を理由とする差別であり、障害者への強制入院による自由の剥奪を認めるすべての法定規定を廃止すること、

2) 精神科病院に入院しているすべてのケースを見直し、無期限の入院をやめ、地域社会で必要な精神保健支援とともに自立した生活を営むこと、  
という 2 点の勧告は画期的です。

日本の民間病院中心の長期入院体制、入院治療偏重制度を改革していくことが強く求められています。

まずは、精神障害者に関する様々な相談活動を開始すること、そしてとりわけ精神科病院入院に関する相談活動の上で病院への訪問活動を行っていくこと、関係他団体との連携を深め、こうした活動の広がりや充実を努めること、更にその先には退院や地域での自立生活へとつなげていくことなど、活動は広がりや深まりを求められています。

まずはこの誕生した NPO 法人により多様な市民が参加して上記の活動を一步一步進めていくことが必要です。皆様のご賛同、ご協力をお願いする次第です。

## 2 申請に至るまでの経過

|       |        |                         |
|-------|--------|-------------------------|
| 2024年 | 2月20日  | 愛知県精神医療審査会についての勉強会開催    |
| 2024年 | 5月17日  | 医療保護入院の問題点についての勉強会開催    |
| 2024年 | 11月20日 | 大阪精神医療人権センターの実践学習会開催    |
| 2024年 | 12月18日 | 愛知精神医療人権センター設立に向けての会議開催 |
| 2025年 | 1月23日  | 名古屋市入院者訪問支援事業についての勉強会開催 |
| 2025年 | 1月30日  | 愛知県入院者訪問支援事業についての勉強会開催  |
| 2025年 | 2月26日  | NPO法人設立に向けた会議開催         |
| 2025年 | 3月24日  | NPO法人設立に向けた会議開催         |
| 2025年 | 4月17日  | 設立総会開催                  |

2025年4月17日

NPO法人愛知精神医療人権センター  
設立代表者氏名 石川 徹

NPO法人愛知精神医療人権センター

2025年度事業計画書

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

| 事業名<br>(定款に記載した事業)                  | 具体的な事業内容                                                | (A)当該事業の<br>実施予定日時<br>(B)当該事業の<br>実施予定場所<br>(C)従事者の<br>予定人数 | (D)受益対象者の範囲<br>(E)予定人数        | 事業費の<br>予算額<br>(単位：千円) |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------|------------------------|
| (1) 精神障害者に関する相談事業                   | 電話により、精神科病院に入院中の者からの相談を受ける。                             | (A)週1回(1回3時間程度)<br>(B)法人の主たる事務所<br>(C)1～5名程度                | (D)精神科病院に入院中の者<br>(E)20～30名程度 | —                      |
| (2) 精神科病院等への訪問・面会事業                 | 電話相談等の結果、必要に応じ訪問、面会を行って相談を受ける。                          | (A)必要に応じ随時<br>(B)対象精神科病院<br>(C)2～10名程度                      | (D)精神科病院に入院中の者<br>(E)10名程度    | 40                     |
| (3) 精神障害者を支援する他団体と連携する事業            | 愛知県精神保健福祉士協会、愛知県弁護士会等と協議の場を持ち、他団体との連携を検討する。             | (A)合計年2回程度<br>(B)名古屋市<br>(C)5名程度                            | (D)不特定多数<br>(E)不特定多数          | —                      |
| (4) 国・地方自治体との精神障害者の人権に関する交渉及び連携する事業 | 法務委員会の場を介して国に対して要望をする。<br>愛知県、名古屋市と協議の場を持ち、行政との連携を検討する。 | (A)合計年2回程度<br>(B)名古屋市<br>(C)5名程度                            | (D)不特定多数<br>(E)不特定多数          | —                      |

|                               |                                                          |                                            |                                  |     |
|-------------------------------|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------|----------------------------------|-----|
| (5) 精神障害者の人権に関する啓発・広報事業       | ホームページの開設、精神科病院への訪問及び事業説明文書の配布により本法人の事業を周知する。            | (A) 合計 5 回程度<br>(B) 対象精神科病院<br>(C) 1～5 名程度 | (D) 不特定多数<br>(E) 不特定多数           | 100 |
| (6) 精神障害者の障害福祉サービスの利用に関する支援事業 | 精神科病院に入院中の者から相談を受けた結果、障害福祉サービスの利用が可能な者に対し、その利用に向けた支援を行う。 | (A) 必要に応じ随時<br>(B) 対象精神科病院<br>(C) 1～5 名程度  | (D) 精神科病院に入院中の者<br>(E) 20～30 名程度 | —   |
| (7) 精神障害者の人権に関する調査研究の事業       | 精神科病院に入院中の者に対する人権遵守状況を調査、研究する                            | 本年度は実施に向けて検討中。                             | —                                | —   |

NPO法人愛知精神医療人権センター  
2026年度事業計画書

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

| 事業名<br>(定款に記載した事業)                  | 具体的な事業内容                                                | (A) 当該事業の<br>実施予定日時<br>(B) 当該事業の<br>実施予定場所<br>(C) 従事者の<br>予定人数 | (D) 受益対象者の範囲<br>(E) 予定人数        | 事業費の<br>予算額<br>(単位：千円) |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|---------------------------------|------------------------|
| (1) 精神障害者に関する相談事業                   | 電話により、精神科病院に入院中の者からの相談を受ける。                             | (A) 週1回(1回3時間程度)<br>(B) 法人の主たる事務所<br>(C) 1～5名程度                | (D) 精神科病院に入院中の者<br>(E) 20～30名程度 | —                      |
| (2) 精神科病院等への訪問・面会事業                 | 電話相談等の結果、必要に応じ訪問、面会を行って相談を受ける。                          | (A) 必要に応じ随時<br>(B) 対象精神科病院<br>(C) 2～10名程度                      | (D) 精神科病院に入院中の者<br>(E) 10名程度    | 40                     |
| (3) 精神障害者を支援する他団体と連携する事業            | 愛知県精神保健福祉士協会、愛知県弁護士会等と協議の場を持ち、他団体との連携を検討する。             | (A) 合計年2回程度<br>(B) 名古屋市内<br>(C) 5名程度                           | (D) 不特定多数<br>(E) 不特定多数          | —                      |
| (4) 国・地方自治体との精神障害者の人権に関する交渉及び連携する事業 | 法務委員会の場を介して国に対して要望をする。<br>愛知県、名古屋市と協議の場を持ち、行政との連携を検討する。 | (A) 合計年2回程度<br>(B) 名古屋市内<br>(C) 5名程度                           | (D) 不特定多数<br>(E) 不特定多数          | —                      |

|                               |                                                          |                                            |                                  |     |
|-------------------------------|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------|----------------------------------|-----|
| (5) 精神障害者の人権に関する啓発・広報事業       | ホームページの開設、精神科病院への訪問及び事業説明文書の配布により本法人の事業を周知する。            | (A) 合計 5 回程度<br>(B) 対象精神科病院<br>(C) 1～5 名程度 | (D) 不特定多数<br>(E) 不特定多数           | 100 |
| (6) 精神障害者の障害福祉サービスの利用に関する支援事業 | 精神科病院に入院中の者から相談を受けた結果、障害福祉サービスの利用が可能な者に対し、その利用に向けた支援を行う。 | (A) 必要に応じ随時<br>(B) 対象精神科病院<br>(C) 1～5 名程度  | (D) 精神科病院に入院中の者<br>(E) 20～30 名程度 | —   |
| (7) 精神障害者の人権に関する調査研究の事業       | 精神科病院に入院中の者に対する人権遵守状況を調査、研究する                            | (A) 年に 1 回<br>(B) 精神科病院<br>(C) 1～5 名程度     | (D) 精神科病院に入院中の者<br>(E) 20 名程度    | —   |

## 活動予算書

法人成立の日から 2026年3月31日まで

(単位:円)

| 科 目                               | 金 額     |         |         |
|-----------------------------------|---------|---------|---------|
| I 経常収益                            |         |         |         |
| 1. 受取会費                           |         |         |         |
| 正会員個人受取会費                         | 160,000 |         |         |
| 正会員団体受取会費                         | 0       |         |         |
| 賛助会員個人受取会費                        | 60,000  |         |         |
| 賛助会員団体受取会費                        | 0       | 220,000 |         |
| 2. 受取寄附金                          |         |         |         |
| 受取寄附金                             |         | 0       |         |
| 3. 受取助成金等                         |         |         |         |
| 受取助成金                             |         | 0       |         |
| 4. 事業収益                           |         |         |         |
| 精神障害者に関する相談事業収益                   | 0       |         |         |
| 精神科病院等への訪問・面会事業収益                 | 0       |         |         |
| 精神障害者を支援する他団体と連携する事業収益            | 0       |         |         |
| 国・地方自治体との精神障害者の人権に関する交渉及び連携する事業収益 | 0       |         |         |
| 精神障害者の人権に関する啓発・広報事業収益             | 0       |         |         |
| 精神障害者の障害福祉サービスの利用に関する支援事業収益       | 0       |         |         |
| 精神障害者の人権に関する調査研究の事業収益             | 0       | 0       |         |
| 5. その他収益                          |         |         |         |
| 受取利息                              |         |         |         |
| 雑収益                               |         | 0       |         |
| 経常収益計                             |         |         | 220,000 |
| II 経常費用                           |         |         |         |
| 1. 事業費                            |         |         |         |
| (1) 人件費                           |         |         |         |
| 給料手当                              | 0       |         |         |
| 法定福利費                             | 0       |         |         |
| 人件費計                              | 0       |         |         |
| (2) その他経費                         |         |         |         |
| 諸謝金                               |         |         |         |
| 印刷製本費                             | 100,000 |         |         |
| 会議費                               |         |         |         |
| 旅費交通費                             | 40,000  |         |         |
| 通信運搬費                             |         |         |         |
| 賃借料                               |         |         |         |
| その他経費計                            | 140,000 |         |         |
| 事業費計                              |         | 140,000 |         |
| 2. 管理費                            |         |         |         |
| (1) 人件費                           |         |         |         |
| 役員報酬                              | 0       |         |         |
| 給料手当                              | 0       |         |         |
| 法定福利費                             | 0       |         |         |
| 人件費計                              | 0       |         |         |
| (2) その他経費                         |         |         |         |
| 諸謝金                               |         |         |         |
| 印刷製本費                             |         |         |         |
| 会議費                               |         |         |         |
| 旅費交通費                             |         |         |         |
| 通信運搬費                             |         |         |         |
| 消耗品費                              | 30,000  |         |         |
| 水道光熱費                             |         |         |         |
| 賃借料                               |         |         |         |
| 保険料                               | 30,000  |         |         |
| 租税公課                              |         |         |         |
| 雑費                                |         |         |         |
| その他経費計                            | 60,000  |         |         |
| 管理費計                              |         | 60,000  |         |
| 経常費用計                             |         |         | 200,000 |
| 当期正味財産増減額                         |         |         | 20,000  |
| 設立時正味財産額                          |         |         | 0       |
| 次期繰越正味財産額                         |         |         | 20,000  |

## 活動予算書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

(単位:円)

| 科 目                               | 金 額     |         |         |
|-----------------------------------|---------|---------|---------|
| <b>I 経常収益</b>                     |         |         |         |
| 1. 受取会費                           |         |         |         |
| 正会員個人受取会費                         | 160,000 |         |         |
| 正会員団体受取会費                         | 0       |         |         |
| 賛助会員個人受取会費                        | 60,000  |         |         |
| 賛助会員団体受取会費                        | 0       | 220,000 |         |
| 2. 受取寄附金                          |         |         |         |
| 受取寄附金                             |         | 0       |         |
| 3. 受取助成金等                         |         |         |         |
| 受取助成金                             |         | 0       |         |
| 4. 事業収益                           |         |         |         |
| 精神障害者に関する相談事業収益                   | 0       |         |         |
| 精神科病院等への訪問・面会事業収益                 | 0       |         |         |
| 精神障害者を支援する他団体と連携する事業収益            | 0       |         |         |
| 同・地方自治体との精神障害者の人権に関する交渉及び連携する事業収益 | 0       |         |         |
| 精神障害者の人権に関する啓発・広報事業収益             | 0       |         |         |
| 精神障害者の障害福祉サービスの利用に関する支援事業収益       | 0       |         |         |
| 精神障害者の人権に関する調査研究の事業収益             | 0       | 0       |         |
| 5. その他収益                          |         |         |         |
| 受取利息                              |         |         |         |
| 雑収益                               |         | 0       |         |
| 経常収益計                             |         |         | 220,000 |
| <b>II 経常費用</b>                    |         |         |         |
| 1. 事業費                            |         |         |         |
| (1) 人件費                           |         |         |         |
| 給料手当                              | 0       |         |         |
| 法定福利費                             | 0       |         |         |
| 人件費計                              | 0       |         |         |
| (2) その他経費                         |         |         |         |
| 諸謝金                               |         |         |         |
| 印刷製本費                             | 100,000 |         |         |
| 会議費                               |         |         |         |
| 旅費交通費                             | 40,000  |         |         |
| 通信運搬費                             |         |         |         |
| 賃借料                               |         |         |         |
| その他経費計                            | 140,000 |         |         |
| 事業費計                              |         | 140,000 |         |
| 2. 管理費                            |         |         |         |
| (1) 人件費                           |         |         |         |
| 役員報酬                              | 0       |         |         |
| 給料手当                              | 0       |         |         |
| 法定福利費                             | 0       |         |         |
| 人件費計                              | 0       |         |         |
| (2) その他経費                         |         |         |         |
| 諸謝金                               |         |         |         |
| 印刷製本費                             |         |         |         |
| 会議費                               |         |         |         |
| 旅費交通費                             |         |         |         |
| 通信運搬費                             |         |         |         |
| 消耗品費                              | 30,000  |         |         |
| 水道光熱費                             |         |         |         |
| 賃借料                               |         |         |         |
| 保険料                               | 30,000  |         |         |
| 租税公課                              |         |         |         |
| 雑費                                |         |         |         |
| その他経費計                            | 60,000  |         |         |
| 管理費計                              |         | 60,000  |         |
| 経常費用計                             |         |         | 200,000 |
| 当期正味財産増減額                         |         |         | 20,000  |
| 前期繰越正味財産額                         |         |         | 20,000  |
| 次期繰越正味財産額                         |         |         | 40,000  |